

東京都市計画道路の変更

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第78号線、幹線街路補助線街路第173号線、池袋駅付近広場第2号線、池袋駅付近街路第4号線、池袋駅付近街路第5号線、池袋駅付近地下道第3号線及び池袋駅付近地下道第4号線を、次のように変更及び廃止する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補 7 8	補助線街路 第 7 8 号線	豊島区 西池袋三丁目	豊島区 西池袋五丁目		約 8 7 0 m	地表式	4 車線	2 5 m	幹線街路との平面交差 2 箇所	
		その他	なお、豊島区西池袋三丁目及び豊島区西池袋一丁目地内に面積約 1 4, 7 0 0 m ² の交通広場を設ける。								
	補 1 7 3	補助線街路 第 1 7 3 号線	豊島区 西池袋一丁目	板橋区 南町		約 1, 1 1 0 m	地表式	2 車線	1 8 m	幹線街路との平面交差 1 箇所	
		その他									

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

まちに人を送り出すための基盤整備、居心地の良い空間づくり及び安心して暮らせる環境整備を行い、駅とまちが一体となった快適性、回遊性の高い都市空間を創出するため変更する。

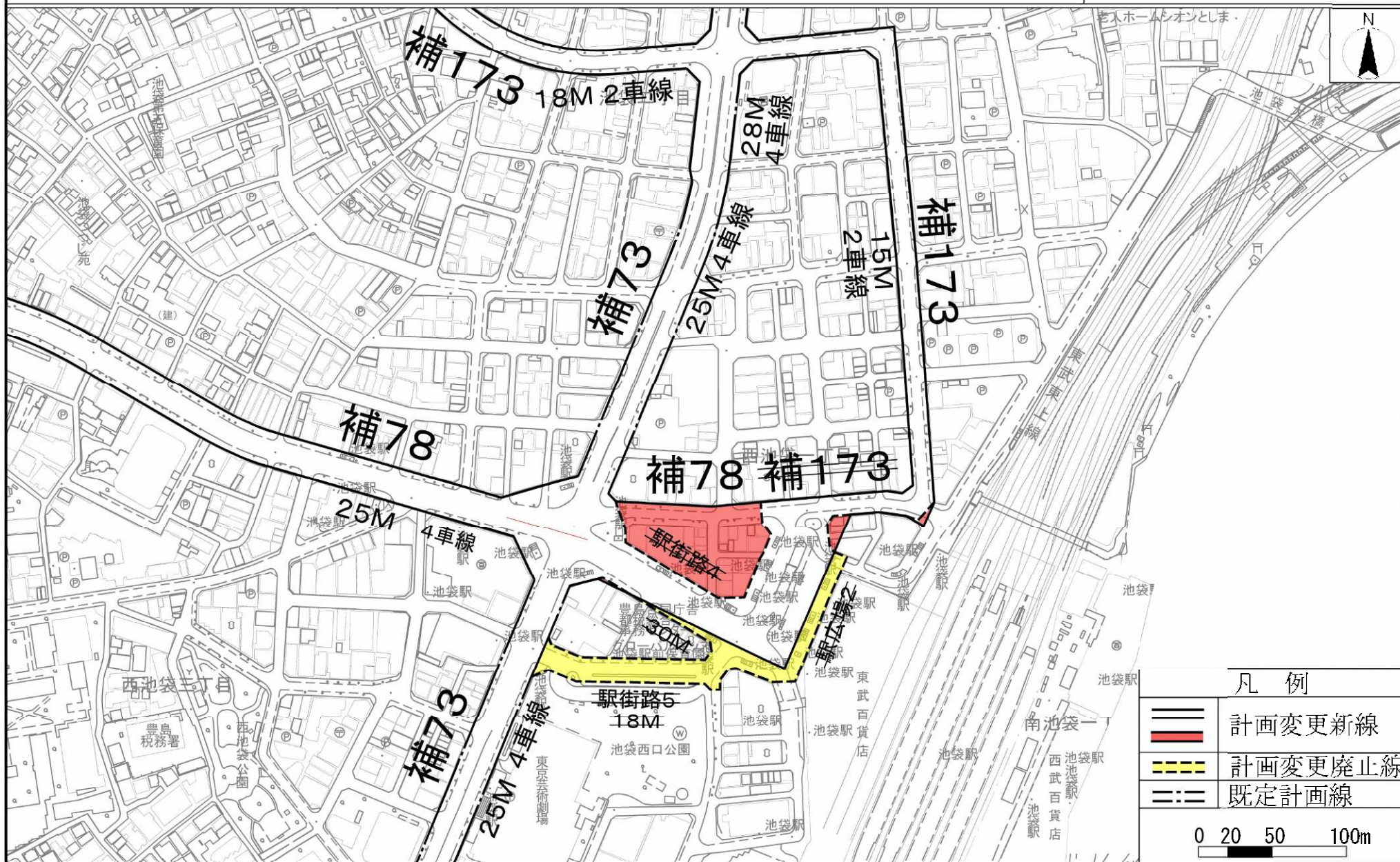
変 更 概 要

名 称	変 更 事 項
補助線街路第 7 8 号線	1. 交通広場の設置 面積約 1 4, 7 0 0 m ² (豊島区西池袋三丁目及び豊島区西池袋一丁目地内) 2. 起点位置の変更 豊島区西池袋三丁目地内 3. 延長の変更 約 8 2 0 m→約 8 7 0 m 4. 一部区域の変更 豊島区西池袋三丁目地内 5. 車線の数決定 4 車線
補助線街路第 1 7 3 号線	1. 延長の変更 約 1, 2 1 0 m→約 1, 1 1 0 m 2. 起点位置の変更 豊島区西池袋一丁目地内 3. 一部区域の変更 豊島区西池袋一丁目地内 4. 車線の数決定 2 車線 (豊島区西池袋一丁目から豊島区池袋三丁目まで 延長約 1, 0 9 0 m)
池袋駅付近広場第 2 号線	1. 一部区域の変更 2. 名称の変更 (池袋駅付近広場第 2 号線→補助線街路第 7 8 号線)
池袋駅付近街路第 4 号線	1. 一部区域の変更 2. 名称の変更 (池袋駅付近街路第 4 号線→補助線街路第 7 8 号線)
池袋駅付近街路第 5 号線	1. 廃止
池袋駅付近地下道第 3 号線	1. 廃止
池袋駅付近地下道第 4 号線	1. 廃止

東京都計画道路 幹線街路補助線街路第78号線 計画図1
 東京都計画道路 幹線街路補助線街路第173号線 計画図1

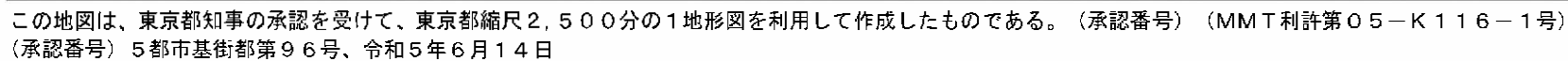
東京都計画道路 池袋駅付近広場第2号線 計画図1
 東京都計画道路 池袋駅付近街路第4号線 計画図1
 東京都計画道路 池袋駅付近街路第5号線 計画図1

地上



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第05-K116-1号)
 (承認番号) 5都市基街都第96号、令和5年6月14日

東京都計画道路	池袋駅付近広場第2号線	計画図2
東京都計画道路	池袋駅付近街路第4号線	計画図2
東京都計画道路	池袋駅付近街路第5号線	計画図2



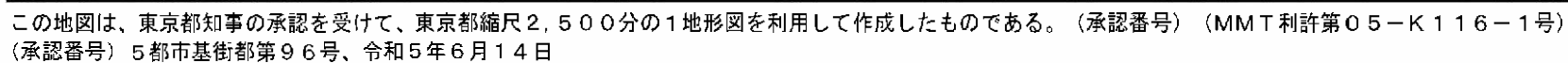
東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第78号線 計画図3
 東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第173号線 計画図3

東京都市計画道路 池袋駅付近広場第2号線 計画図3
 東京都市計画道路 池袋駅付近街路第4号線 計画図3
 東京都市計画道路 池袋駅付近街路第5号線 計画図3



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第05-K116-1号)
 (承認番号) 5都市基街都第96号、令和5年6月14日

地下



国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路	幹線街路補助線街路第78号線
東京都市計画道路	幹線街路補助線街路第173号線
東京都市計画道路	池袋駅付近広場第2号線
東京都市計画道路	池袋駅付近街路第4号線
東京都市計画道路	池袋駅付近街路第5号線
東京都市計画道路	池袋駅付近地下道第3号線
東京都市計画道路	池袋駅付近地下道第4号線

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成し、国際競争力のある新事業を創出することとされている。

本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「池袋駅周辺地域」に位置し、地域整備方針では、駅施設及び周辺市街地の再編に併せて、駅前広場、東西連絡通路の整備により、回遊性・利便性の高い歩行者中心のまちに都市構造を転換するとともに、バスターミナルや駐車場等の公共施設の整備により、駅前広場や歩行空間の拡充により、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節機能の強化を推進することとされている。

また、「池袋駅コア整備方針2024」では、地上レベルを大切にしたい池袋らしいウォーカブルなまちづくりを推進するため、デッキと地下通路の歩行者動線を確保し、それらを駅まち結節空間で結ぶことにより、東西都市軸を形成する通りへ駅からまちへ人を広げ、まちの東西の回遊性を向上することを掲げている。

一方で池袋駅西口では、駅周辺に人々の滞留や交流を促す心地よい歩行者空間が不足し、西口五差路交差点や交通インフラがバリアとなり、円滑な車両交通や歩行者の移動を阻害している。またバスやタクシーの乗降施設が分散しわかりづらく交通

結節機能に劣る等、まちの東西の「回遊性」、駅からまちへの「流動性」が乏しいという課題がある。

本計画は、市街地再開発事業に伴い池袋駅東西における人中心のウォーカブルなまちづくりの実現を図るため、地下通路や南北の動線に対してデッキ・地上・地下をつなげ、バリアフリーに配慮した動線や分かりやすい出入口を整備しそれらを駅まち結節空間で結び、また、みずき通りの一部を含めた補助線街路第78号線の交通広場の整備等により、分散している駅前交通施設の再編を行い、歩行者空間を拡大し歩きやすくする。加えて、バスやタクシー等の乗降場の集約化を行うことで、利用しやすく機能的な駅前広場に再編し、交通結節機能を向上することと併せて西口五差路交差点を十字交差点化し、円滑な車両交通処理を図ることにより、まちに人を送り出すための基盤整備、居心地の良い空間づくり及び安心して暮らせる環境整備を行い、駅とまちが一体となった快適性、回遊性の高い都市空間を創出するものである。

これらの計画を踏まえ、東京の国際競争力の強化に資する魅力ある商業、業務等を集積した国際アートカルチャー都市の形成を目的として、幹線街路補助線街路第78号線ほか6路線の変更及び廃止に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。